

→ 住民協定への支援

■ 景観アドバイザーの派遣

景観アドバイザー制度とは、住民の皆さんや市町村の景観づくりを支援するために、建築、土木、デザイン、造園等の専門家を助言者として要請に応じて派遣する制度です。(無料)
住民協定の計画の立案から実施に至るまで、幅広いアドバイスを受けることができます。



■ 景観づくり事業費補助金

住民協定を締結するための話し合いや調査などの経費、また、住民協定に基づいて、生垣やポケットパーク等の整備、建築物等の修景等に要する経費について、市町村とともにその一部を助成する景観づくり事業費補助金制度があります。



大暖簾を掲げ、道路に面して草花を植えるなど訪れる人に心地良いもてなしの景観づくり(南砺市井波上新町通り)

【建築物の修景事例】周辺の街並みに配慮して建物の外観を修景



富山県景観条例に基づく 景観づくり住民協定のあらまし



〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県土木建築住宅課
TEL 076-444-9661 FAX 076-444-4423
インターネット(お問い合わせフォーム)
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/form.html

→ 景観づくり住民協定とは

地域の景観をより良くしていくためには、その地域の人たちが中心となって景観について考え、目標を定めて取り組んでいくことが大事です。富山県景観条例では、このような活動を奨励するために「景観づくり住民協定」の制度を定めています。



町内会、商店街などの一定の区域を単位として、建築物等の形態、意匠、色彩または区域の緑化や美化等の景観づくりに関する協定を締結します。

県は、自主的な景観づくり住民協定の取り組みを支援します。

■ 住民協定で何を決める？

景観づくり住民協定で取り決める事項は、次のとおりです。

- 協定の名称、目的およびその対象となる区域の範囲に関する事項
- 建築物等の位置、形態、意匠、色彩もしくは素材または区域の緑化等に関する事項
- 協定の有効期間に関する事項
- 協定の変更および廃止に関する事項
- その他景観づくりに関し必要な事項

■ 事例

「八日町通り人と人とのうるおいのあるまちづくり協定」 (南砺市井波八日町通り)

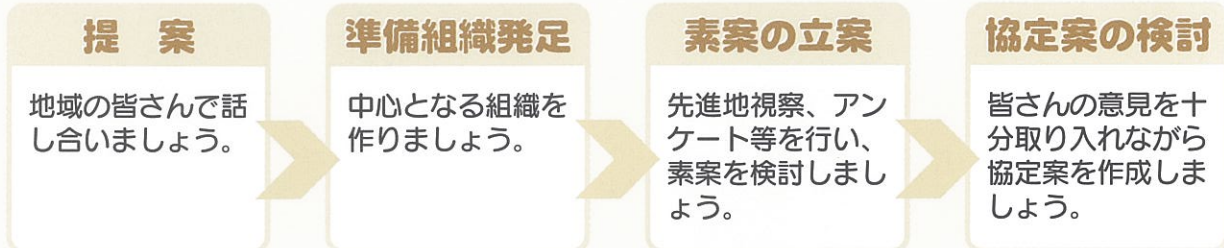
- 目的：南砺市井波「八日町通り」の区域内の歴史と伝統を守り、うるおいのある美しいまちとすること
- 区域：南砺市井波の一部（約220m）
- 主な協定事項：

建築物	形態	勾配屋根とする
	意匠	町並みと調和したデザインとする
	色彩	外壁は、できるだけ黒または茶系統または白色とする
	素材	屋根は黒またはグレー系の日本瓦とする
その他	看板は木製のものとする 家屋の維持管理に努める	



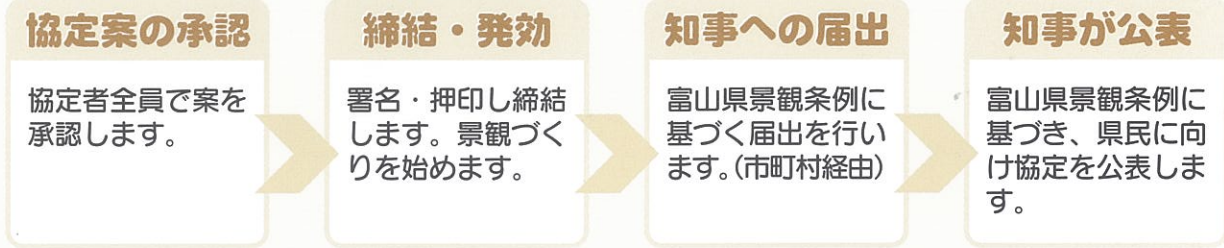
→ 住民協定の流れ

① 住民の話し合い～意見集約(協定締結準備)



- 話し合いのポイント
- “どんなまちにしたいのか”、から景観づくりの方向を話し合います。
 - 地域の良い景観や昔見た懐かしい風景を再発見してみましょう。

② 協定締結～届出・公表



- 富山県景観条例に基づく届出要件
- 協定区域が、①面積が概ね1ha以上、②道路沿いの区域においては、長さが100m以上、③町内会、商店街等の区域と同一の規模、のいずれかの規模以上であって、まとまりのあるものであること
 - 住民協定に必要な事項を定めていること
 - 区域の建築物所有者等の3分の2以上の合意または20名以上の合意
 - 協定の有効期間が5年以上であること

③ 運用(5年以上)

